

東近江市赤ちゃんの駅事業実施ガイドライン

本ガイドラインは、東近江市赤ちゃんの駅事業実施要綱（令和2年東近江市告示第289号）に基づき、東近江市赤ちゃんの駅事業における標準的な運用方法等を定めたものである。

1 事業の目的

乳幼児を連れて保護者が外出中に立ち寄り、おむつ替え、授乳等ができる施設を東近江市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、その周知を図ることにより、子育て家庭が気軽に外出できる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的とする。

2 利用対象者

原則として、おむつ替え又は授乳を必要とする乳幼児及びその保護者とする。

3 登録施設の要件

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、子育て家庭が気軽に立ち寄ることができ、次の(1)(2)の両方又は一方を無償で提供できる市内の施設とする。

(1) おむつ替えの場の提供

おむつ替えができる場所又はベビーベッド等の設備があること。

【対象例：多目的トイレ、ベビールーム】

(2) 授乳の場の提供

壁、カーテン、パーテーション等で仕切られた場所その他利用者が外部の目を気にせず授乳ができる場所があること。

【対象例：授乳室、ベビールーム】

※上記(1)(2)について、原則として、常設の場所又は設備がある施設を対象とし、主な使用目的が異なる会議室、研修室、事務室等での一時的な場の提供は、登録施設の要件に該当しません。

4 その他の提供設備

「3 登録施設の要件」に該当する施設において、おむつ替えの場及び授乳の場を除くその他の無償で提供できる設備。（※該当する施設のみ）

なお、次の(1)(2)は赤ちゃんの駅の登録要件ではありません。

(1) ミルク用のお湯の提供

ア 電気ポット、電気ケトル等、調乳に適したお湯を提供するための設備があること。

イ 調乳用のお湯は、水道水等の飲用水を一度沸騰させたものであること。

ウ 調乳用のお湯は、70℃以上に保ち、沸騰してから30分以上放置していないものであること。(一般的に、電気ポット等での保温状態でも可)

※詳しくは、次のガイドラインを御確認ください。

- ・厚生労働省のガイドライン(平成19年6月5日食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長)

(2) トイレ用ベビーチェア設備の提供

個室のトイレ内に、乳幼児を安全に座らせておくベビーチェア等の設備があること。

5 登録の申請

(1) 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者は、東近江市赤ちゃんの駅登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、赤ちゃんの駅として登録すべきものと認めるときは、申請があった施設を赤ちゃんの駅として登録し、申請者に東近江市赤ちゃんの駅ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するものとする。

6 ステッカーの掲示

(1) 登録施設の管理者は、利用者が容易に確認できる場所として、登録施設の出入口及び提供場所(おむつ替え及び授乳ができる場所)にステッカーを掲示するものとする。

(2) 登録を廃止し、又は取り消された施設の管理者は、当該施設にステッカーを掲示してはならない。

7 事業の実施日及び時間

(1) 事業の実施日及び時間は、登録時に登録施設の管理者が決定する。

(2) 登録施設の管理者は、臨時的に事業を実施しない日及び時間を決定することができる。

8 登録施設の管理

登録施設の管理者は、登録施設の場所及び設備について、安全性を確保し、適正な衛生管理を行わなければならない。

9 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、登録施設の管理者が示す利用条件の下で、その指示に従い利用すること。
- (2) 利用者は、紙おむつ等のごみを持ち帰ること。ただし、登録施設において専用のごみ箱等を用意している場合は、この限りでない。

10 登録内容の変更等

登録施設の管理者は、登録を受けた内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、東近江市赤ちゃんの駅登録変更（廃止）届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

11 登録の取消し

市長は、登録施設の要件を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設が赤ちゃんの駅として適当でないことを認めるときは、登録を取り消すことができる。

12 利用状況の報告等

- (1) 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、利用状況について報告を求めることができる。
- (2) 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

13 登録施設の公表

市長は、登録施設の名称、所在地、登録内容等を市のホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。

14 その他

このガイドラインの施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 このガイドラインは、令和2年12月11日から施行する。